

平成30年度温暖化防止にみんなで取り組む
「福島議定書」事業（学校版）実施要領

1 目的

学校において、二酸化炭素排出量の削減目標を定め、福島県知事（以下「知事」という。）と「福島議定書」を締結することにより、児童・生徒等と教職員が一体となった温暖化対策への取組を推進し、環境配慮意識の醸成を図る。

2 主催

福島県、地球にやさしい“ふくしま”県民会議

3 共催

福島県教育委員会、福島県地球温暖化防止活動推進センター

4 参加対象

県内の①幼稚園、②小学校、③中学校、④義務教育学校、⑤高等学校、⑥特別支援学校、⑦高等専門学校、専修学校及び各種学校（以下「学校」という。）

※ 小中（中高）一貫校の場合、電気・水道使用量を学校ごとに算出可能な場合は、それぞれ申し込むものとする。算出方法は、実情に応じて各学校で定めるものとする（例：人数や面積で按分する、等）。

算出不可能な場合は、小中一貫校は中学校の部に、中高一貫校は高校の部に申し込み、その部で審査を行う。

5 取組内容及び取組期間

（1）取組内容

学校は、以下に掲げる項目に関する目標等を定め、知事と「福島議定書」を締結し、地球温暖化対策に取り組むものとする。

ア 節電及び節水（必須）

基準年（平成27年～29年のうちいずれかを選択）の9月～10月の電気使用量及び水道使用量に基づく二酸化炭素排出量に対し、平成30年同月期の二酸化炭素排出量削減目標を定め、節電及び節水に取り組む。

イ 学校における環境保全活動

ゴミの分別回収の徹底、紙の両面印刷・裏紙利用の徹底など。

ウ 学校における環境教育

緑のカーテン作り、自然観察会の実施、再生可能エネルギーの授業など。

エ 地域における環境保全活動

学校周辺の緑化活動、最寄駅の清掃や廃品回収の実施、地域イベントでの環境啓発活動など。

オ 家庭における省エネ活動

「復興ふくしまエコ大作戦！みんなでエコチャレンジ事業」の応募用紙の配布と、

家庭での省エネ活動等の呼びかけなど。

カ その他独自の取組

マイ箸、マイボトル利用を呼びかけ、教職員の自転車通勤の促進など。

(2) 取組期間

ア 3 (1) アについては、平成30年9月～10月とする。

イ 3 (1) イ～カについては平成30年4月～10月のうち任意の期間とする。

6 参加手続

(1) 申込方法

電子メールにより参加申込書を福島県環境共生課に提出すること。福島県環境共生課は、参加申込書の提出があった学校に対し、「福島議定書」を送付するものとする。なお、「福島議定書」の送付業務については県委託先が行うものとする。

(2) 参加申込期限

平成30年8月31日（金）

(3) 提出先メールアドレス

giteisyogakko@pref.fukushima.lg.jp

7 報告手続

(1) 報告方法

取組期間終了後、電子メールにより取組報告書を福島県環境共生課へ提出すること。

(2) 報告期限

平成30年11月30日（金）

(3) 提出先メールアドレス

giteisyogakko@pref.fukushima.lg.jp

8 賞及び表彰式

(1) 賞

活動内容を審査し、上記2①～⑦の種別ごとに最優秀賞、優秀賞、入賞を選定する。また、学校独自に特色ある取組をしている学校を特別賞として選定する。

賞品については、副賞として、最優秀賞30,000円、優秀賞20,000円、入賞5,000円、特別賞5,000円の図書カードを贈呈する。

(2) 表彰式

別に定める審査要領により実施する。

9 審査

上記6(1)の賞を選考するに当たり、参加学校を以下により審査する。

(1) 審査項目

ア 二酸化炭素排出削減量及び削減率

イ 温室効果ガス排出削減目標の設定状況及び達成状況

ウ 本年度までの本事業への参加状況

エ 学校における環境保全活動、学校における環境教育、地域における環境保全活動
及び家庭における省エネ活動の取組内容

オ その他独自の取組内容

(2) 審査方法

別に定める審査要領によるものとする。

10 参加証の交付

本事業に参加した学校に、参加証を交付するものとする。

11 その他

本要領に定めるほか、この事業の実施に必要な事項は、福島県生活環境部長が別に定める。